

令和6年度 青森県・大鰐町連携融資制度

大鰐町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、予算の範囲内で信用保証料の補助を行います。

1 大鰐町内で創業する方	
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を利用し、県内で中小企業者として創業する事業に対する融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する方。 ① 個人にあっては町内に住所を有する者又は有する予定のある者、法人にあっては、町内に本店登記がある者又は登記する予定のある者 ② 町内で事業を開始している者又は開始する予定のある者 ③ 町税等に滞納のない者 ※スタートアップ創出促進保証については、法人に限る
補助対象融資額	1,000万円以内
補助対象期間	運転資金・・・10年（うち据置期間2年）以内 設備資金・・・15年（うち据置期間3年）以内 ※スタートアップ創出促進保証によるもの ・・・10年（うち据置期間1年）以内
補助内容	青森県信用保証協会に対し、県による信用保証料の補給後の全額を町が補給。 （経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）
2 一般的な事業資金を必要としている方	
対象者	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度における事業活動枠での融資を受けた者のうち、次のいずれにも該当する方。 ① 個人にあっては町内に住所を有する者、法人にあっては町内に本店登記がある者 ② 町内で事業を開始している者又は開始する予定のある者 ③ 町税等に滞納のない者 （経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）
補助対象融資額	1,000万円以内
補助対象期間	運転資金・・・10年（うち据置期間2年）以内 設備資金・・・15年（うち据置期間3年）以内
補助内容	町が青森県信用保証協会に対し、信用保証料の70%を補給。 （経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）

お問合せ先

○信用保証料に関すること

大鰐町企画観光課 電話 0172-55-6561

○青森県特別保証融資制度に関すること

青森県商工政策課 電話 017-734-9368

<連携融資制度Q&A>

Q1. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A1. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書や、町税等の納付を証明する書類）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行
青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、商工中金、あすか信用組合
七十七銀行、東日本信漁連

Q2. 大鰐町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。